

参議院議員通常選挙の投・開票結果

参議院議員通常選挙（埼玉県選出議員選挙・比例代表選出議員選挙）が7月29日（日）に行われました。埼玉県選出議員選挙（定数3人）では、こうだ邦子氏、古川としはる氏、山根りゅうじ氏が当選しました。

町の投票率は、埼玉県選出議員選挙が55.56%、比例代表選出議員選挙が55.55%でした。開票結果の概要は、次のとおりです。

参議院埼玉県選出議員選挙開票結果 (届出順・敬称略)

党派	氏名	得票数
国民新党	沢田 哲夫	386
公明党	高野ひろし	3,693
民主党	こうだ邦子	3,502
自由民主党	古川としはる	3,636
社会民主党	まつざわ悦子	495
民主党	山根りゅうじ	3,095
日本共産党	あやべ澄子	1,672
計		16,479
		3,173,172

*氏名は、立候補届出氏名です。

*参議院比例代表選出議員選挙は、あん分票があるため、小数点以下第3位の数値まで表示しています。

投票区（投票所）投票率

投票区（投票所）	参議院議員通常選挙（選挙区）		
	当日有権者数（人）	投票者数（人）	投票率（%）
第1投票区 (寄居町勤労福祉センター)	1,563	692	44.27
第2投票区 (寄居小学校体育館)	3,151	1,362	43.22
第3投票区 (西部コミュニティセンター)	1,753	763	43.53
第4投票区 (寄居町生涯学舎)	132	70	53.03
第5投票区 (カタクリ体育センター)	994	442	44.47
第6投票区 (折原公民館)	1,263	577	45.68
第7投票区 (鉢形公民館)	2,547	1,164	45.70
第8投票区 (寄居町鉢形財産区会館)	2,476	1,085	43.82
第9投票区 (男衾保育所)	2,379	1,010	42.45
第10投票区 (上郷南区公会堂)	2,147	1,053	49.05
第11投票区 (男衾中学校体育館)	3,216	1,434	44.59
第12投票区 (今市高蔵寺会館)	837	426	50.90
第13投票区 (寄居保育所)	2,022	843	41.69
第14投票区 (桜沢小学校南校舎)	1,987	862	43.38
第15投票区 (用土小学校体育館)	3,774	1,580	41.87
期日前投票所		3,443	
在外選挙制度による投票	15	3	20
合計	30,256	16,809	55.56

問い合わせ／選挙管理委員会（☎581・2121内線312）へ

スタートしました！



年金記録確認第三者委員会が

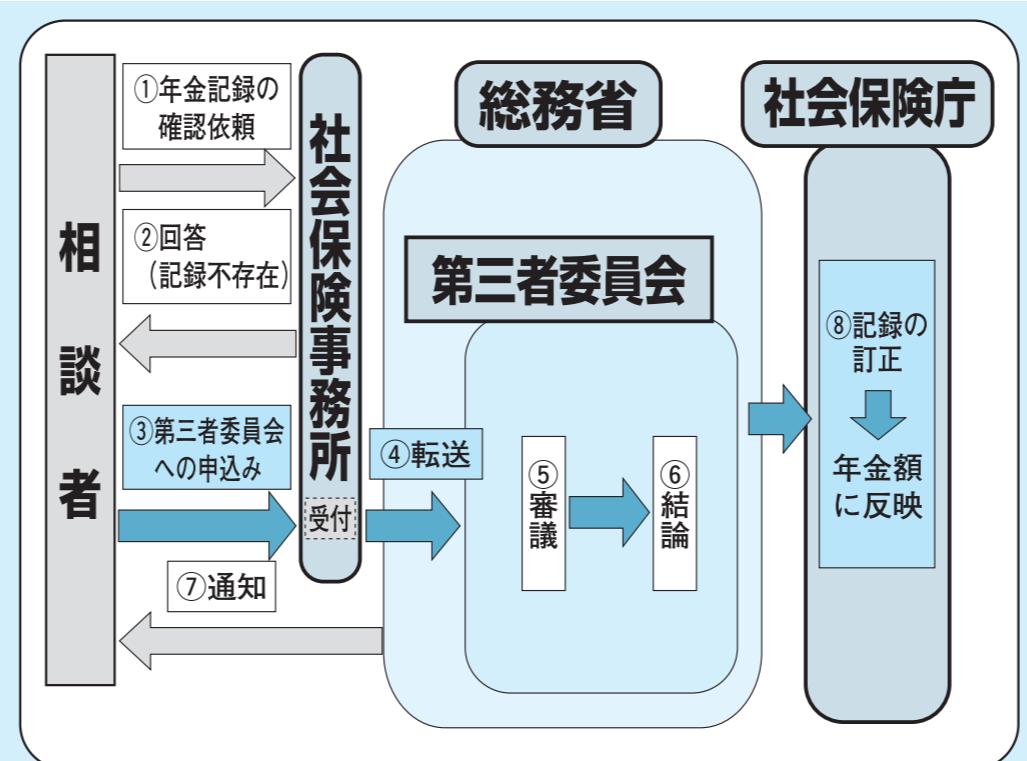
確かに納付したにもかかわらず、年金記録や領収書などがない方々のために、ご本人の立場に立って公正に判断する仕組み「年金記録確認第三者委員会」がスタートしました。当委員会の判断が尊重され、皆さんの年金の額に反映されます。

総務省は、社会保険事務所で「年金記録がない」と言われ、ご本人も領収書などの証拠を持つていない場合など、ご本人の立場に立って、公正に判断を行う「年金記録確認中央第三者委員会」を立ち上げました。

さらに、身近なところで対応できるよう、埼玉県に「年金記録確認埼玉地方第三者委員会」が発足しました。

「年金記録確認埼玉地方第三者委員会」への申し立ては、7月17日から最寄りの社会保険事務所で受け付けを始めました。

問い合わせ／熊谷社会保険事務所（☎522・5211）へ。※総務省のホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）もご覧ください。



年金時効特例法で全期間さかのぼって年金が支払われます

年金記録の訂正による年金額の増額分は、時効により消滅しない分を含めて、ご本人または、

ご遺族の範囲は、お亡くなりになつた当時、生計を同じくされていた方に限り、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順となります。

今まででは、年金記録が訂正された結果、年金が増額した場合でも、時効

消滅により直近の5年間分の年

金に限つて支払われていました。

これからは、年金時効特例法の成立により、

全期間にさかのぼつて支払われます。

年金記録が訂正された年金や未支給年金が全期間支払われます。

今後、年金記録が訂正される

方が、年金記録が訂正された結果、上記①～③と同様に年

金額が増える方

が全期間支払われます。

郵送で手続きをされる際に

必要となる用紙は、熊谷社会保険事務所から取り寄せ

か、社会保険庁ホームページ（<http://www.sia.go.jp/>）から、

プリントアウトしてください。

手続きからお支払いまでの期間は、2～3ヵ月程度です。

お支払いの前に、審査結果、

振込み等のお知らせをします。



■すでに年金記録が訂正されている方

①年金記録の訂正により年金額が増えた方

②年金の時効消滅分が全期間さかのぼつて支払われます。

③①や②に該当する方が亡くなられた方

④既に年金をお支払いすることとなりました方

⑤年金の時効消滅分が全期間さかのぼつて支払われます。

⑥②年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たに年金をお支払いすることとなりました方

⑦年金記録が訂正されたことによる年金額の時効消滅分が全期間さかのぼつて支払われます。

⑧③④⑤⑥⑦に該当する方が亡くなられた方

■今後年金記録が訂正される方

①年金の訂正の手続き以外に特別の手続きは必要ありません。

②年金記録の訂正により年金額も支払われます。

③既に年金を受給開始後に年金記録が訂正されている受給者の方

④できる限り簡単に手続きをしていただけるよう、あらかじめ必要な事項を記載した用紙を順次発送します。（9月～）

■窓口での手続きの際に、お持ちの書類をお持ちください。

⑤年金を受給している方の場合は、年金証書・振込み通知書など、基礎年金番号・年金コードが確認できるもの

⑥未支給年金を受けたことのあるご遺族が手続きをされる場合

⑦委任を受けた方（実際に窓口に来られる方）の身分証明書（運転免許証など）

■問い合わせ／熊谷社会保険事務所（☎522・5211）またはねんきんダイヤル（☎0570・1165）へ。